

# 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(1) —

坂 柳 明

## 1. はじめに—日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(1)及び(2)に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきたが、現行監査基準で想定されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、日本公認会計士協会（2009）は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の「参考文例」（〔制度1-1〕（1）及び(2)）示している<sup>1)</sup>。

---

1) 日本公認会計士協会（2009）は、「参考文例」として、〔制度1-1〕（1）及び(2)の他に、「(3)」、即ち、「〔財務諸表注記 文例3〕」も示しているが、紙幅の都合により、〔制度1-1〕（1）及び(2)について本稿で行う考察を、この「〔財務諸表注記 文例3〕」については、行うことができない。従って、本文では、日本公認会計士協会（2009）が示している「参考文例」のうち、本稿で考察の対象とする「(1)」、即ち、「〔連結財務諸表注記 文例1〕」（〔制度1-1〕（1)）、及び「(2)」、即ち、「〔連結財務諸表注記 文例2〕」（〔制度1-1〕（2)）のみを示している。

## 〔制度 1-1〕 一日本公認会計士協会 (2009)、参考文例

(1): 「〔連結財務諸表注記 文例 1〕

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目的に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

(2): 「〔連結財務諸表注記 文例 2〕

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」(傍線筆者)

この〔制度 1-1〕(1)及び(2)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という形で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されている。他方、研究上の議論においては、〔制度 1-1〕(1)及び(2)に、そもそも「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題が生じる。

この問題について、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」<sup>2)</sup>を指している、と解釈する<sup>3)</sup>が、まず、①：[制度1-1] (1)~(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容が特定できない場合には、指している内容が特定できないところの、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、[制度1-1] (1)及び(2)に示される余地はない、ということになる。また、②：坂柳（2017a,55-56）では、一般に、財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、財務諸表の注記に示されていれば、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、その財務諸表の注記に示される余地はなく、その財務諸表の注記が参照される監査報告書上の「追記情報」（一般的には、「情報提供」）としても、示される余地はないことを指摘したが、このことを前段落で示した問題に当てはめると、[制度1-1] (1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容を、解釈によってどのような形で特定しても、その特定された内容が、[制度1-1] (1)及び(2)に示されていれば、「継続企業の前提に関する

---

2) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011a）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。

3) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会（2011b）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

る重要な不確実性」が認められる旨は、[制度1-1] (1)及び(2)に示される余地がない、ということになる。このように、以上の①及び②で示した議論に従った場合に、[制度1-1] (1)及び(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察すると、[制度1-1] (1) 及び(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということがわかる。

ここで、次の問題が生じる。それは、前段落の①及び②で示した議論には従わず、[制度1-1] (1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は特定できるが、その内容が財務諸表の注記に示されていない場合には、[制度1-1] (1)及び(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。本稿では、この問題を考察する。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に従って監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

この問題の考察に当たって、第2節の(1)では、詳細については参照頂きたいが、(1):①:[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況においては、[制度1-1] (1) 及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1] (1)及び(2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような事象を、想定することができることを示す。ま

た、第2節の(1)では、(2)：①：上記の〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：上記の〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性がある<sup>4)</sup>ことが示唆されている」状況（※1）、と記述できることを指摘する。

他方、第2節の(2)では、(1)：①：〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況が、〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策」があっても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が、「解消」されない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できること、及び②：〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が、〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策」があっても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「解消」されない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できることを踏まえた上で、①：〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、詳細については参照頂きたいが、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）、と

---

4) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「という事象が発生する可能性がある」（☆1）と記す必要がある場合でも、この☆1から「という事象が発生する」を省くことにする。例えば、「「…もたらさない」という事象が発生する可能性がある」という記述であれば、「…もたらさない可能性がある」と記すことにする。

記述できることを示す。その上で、第2節の(2)では、(2):①:[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が、上記の※2の形の、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述できることを指摘する。

続く第3節の(1)では、(1):①:[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況と対比される、③:株式会社ビーマップ(以下、「ビーマップ」とする)の2009年連結財務諸表の注記に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び④:株式会社関門海(以下、「関門海」とする)の2011年連結財務諸表の注記に見られる、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「債務超過の解消についても不透明である」状況が、前段落で示した※2の形の※1と記述できることを示す。また、第3節の(1)では、(2):①:上記の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」(傍線筆者)状況、及び②:上記の「債務超過の解消についても不透明である」(傍線筆者)状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で、「解消」という記述が用いられていることを指摘する。

そして、第3節の(2)では、(1):①:[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で、「解消」という記述が用いられていないことを指摘し、その上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、



〔制度1-1〕(1)及び〔制度1-1〕(2)に示された場合に、そのような文例が示された〔制度1-1〕(1), 及びそのような文例が示された〔制度1-1〕(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察する。また、第3節の(2)では、(2):①:〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で、「解消」という記述が用いられていないので、この①及び②で示した状況においては、〔1〕:〔制度1-1〕(1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されないこと、及び〔2〕:〔制度1-1〕(2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されないことを想定することができない、と考える場合に、上記の①及び②で示した状況は、※1と記述することはできるが、上記の①及び②で示した状況を、※2と記述することはできないことを指摘した上で、※2とは記述できず、※1と記述できるだけ、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況が見られる〔制度1-1〕(1), 及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が見られる〔制度1-1〕(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

## 2. 日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(1)及び(2)の分析

(1) [制度1-1] (1)及び(2)における会社の事業の継続に影響を与える「特定の事象」と、[制度1-1] (1)及び(2)に見られる「[経営上の対応]が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況

まず、[制度1-1] (1)には、「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述（※3）が示されているが、この記述に見られる「対応策」として、[制度1-1] (1)には、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況を「解消」するための、①：「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」、及び②：「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が、示されていることがわかる。他方、上記の※3の中の「ため」という理由を表す記述を踏まえると、[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況は、上記の①及び②で示した形の「対応策」があっても、「先方の最終的な意思表示が行われていない」ことを踏まえると、上記の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈することができる。

そうすると、[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、前段落の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況については、次の問題を提起することができる。それは、[制度1-1] (1)



で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、上記の「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況においては、[制度1-1](1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](1)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象、及び②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象を、想定することができるのか、という問題である。

この問題については、次のことが言える。それは、[制度1-1](1)に見られるような、①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)、及び②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が、将来に発生することによる影響によって、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況(を生み出す原因となる状況)が生じることを、特に「※4及び※5」が「当グループ」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えた上で<sup>5)</sup>、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性

---

5) 本文で示した「※4及び※5」が、「将来に発生することによる影響」は、「事業の継続」に与える「影響」とは限らない。そのため、本文では、「※4及び※5が将来に発生することによる影響」を、「※4及び※5が将来に発生することによる「当グループ」の「事業の継続」に与える「影響」と捉えるために、「※4及び※5が将来に発生することによる影響」によって、将来に「継続企業の前提」、即ち、「企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提」(傍線筆者)が疑わしい」状況(を生み出す原因となる状況)が生じることを、特に「※4及び※5」が「当グループ」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えている。

が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](1)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、上記の※4及び※5を想定することができる、ということである。

また、[制度1-1](2)には、「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述(※6)が示されているが、この記述に見られる「対応策」として、[制度1-1](2)には、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況を「解消」するための、①:「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」、及び②:「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が、示されていることがわかる。他方、上記の※6の中の「ため」という理由を表す記述を踏まえると、[制度1-1](2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、上記の①及び②で示した形の「対応策」があっても、「先方との最終的な合意が得られていない」ことを踏まえると、上記の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈することができる。

そうすると、[制度1-1](2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、前段落の①及び②で示した形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況については、次の問題を提起することができる。それは、[制度1-1](2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因

となる、上記の「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況においては、[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、[制度1-1] (2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象、及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象を、想定することができるのか、という問題である。

この問題については、次のことが言える。それは、[制度1-1] (2)に見られるような、①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）、及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が、将来に発生することによる影響によって、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況（を生み出す原因となる状況）が生じることを、特に「※7及び※8」が「当グループ」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えた上で<sup>6)</sup>、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将

6) 本文で示した「※7及び※8」が、「将来に発生することによる影響」は、「事業の継続」に与える「影響」とは限らない。そのため、本文では、「※7及び※8が将来に発生することによる影響」を、「※7及び※8が将来に発生することによる「当グループ」の「事業の継続」に与える「影響」と捉えるために、「※7及び※8が将来に発生することによる影響」によって、将来に「継続企業の前提」、即ち、「企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提」（傍線筆者）が疑わしい」状況（を生み出す原因となる状況）が生じることを、特に「※7及び※8」が「当グループ」の「事業の継続に影響を与えること」と捉えている。

来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[制度1-1](2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、上記の※7及び※8を想定することができる、ということである。

他方、以上に述べたところの、[1]:[制度1-1](1)に見られるような、①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」、及び②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」、そして、[2]:[制度1-1](2)に見られるような、①:「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」、及び②:「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である、「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」と記述できることを踏まえると、次のことがわかる。それは、先に述べたような、(1):①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」、及び②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、[制度1-1](1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:①:「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」、及び②:「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるところの、[制度1-1](2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたら

さない可能性があることが示唆されている」状況（前節で示した※1），と記述できるということである。

(2) [制度1-1](1)及び(2)に示されていると解釈できる，「[経営上の対応]が経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況

次に，[1]：[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況において，①：「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※4），及び②：「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※5）が，将来に発生することによって，[制度1-1](1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような，「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果，〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が，「解消」されないことを想定する場合には，次のことが言える。それは，[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況は，上記の①及び②で示されている「対応策」があっても，「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような，「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果，〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が，「解消」されない可能性があることが示唆されている状況，と解釈できるということである。このことを踏まえると，[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況は，一般的には，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（前節で示した※2），と記述できることがわかる。

また、[2]:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況において、①:「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※7)、及び②:「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※8)が、将来に発生することによって、[制度1-1](2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「解消」されないことを想定する場合には、次のことが言える。それは、[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、上記の①及び②で示されている「対応策」があっても、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「解消」されない可能性があることが示唆されている状況、と解釈できるということである。このことを踏まえると、[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)、と記述できることがわかる。

ここで、以上に述べた※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況と、本節の(1)で述べたような、①:[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況を、一般的に記述した、「経営者による



経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）の関係について、上記の※2においては、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないこと」が想定されていることがわかる。そうすると、※2は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）の1つであることがわかる。そうであれば、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）の形の、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）、と記述できることになる。

### 3. 日本公認会計士協会（2009）の「参考文例」の(1)及び(2)に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地がある場合はどのような場合か

(1) 「「経営上の対応」が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で「解消」という記述が用いられている場合

次に、(1)：ピーマップの2009年連結財務諸表の注記（[事例3-1]）、及び(2)：関門海の2011年連結財務諸表の注記（[事例3-2]）を見てみよう<sup>7)</sup>。以下では、

---

7) 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

〔制度1-1〕(1)~(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況と対比される、①：「〔事例3-1〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」、及び②：「〔事例3-2〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」に注目する。

### 〔事例3-1〕—ビーマップの2009年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第12期（平成22年3月期）においては、①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成、②投資の統制及びモニタリング、③原価率低減と品質管理、の三点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

しかしながら、第12期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」（傍線筆者）

### 〔事例3-2〕—関門海の2011年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において営業利益56,249千円、営業活動によるキャッシュ・フロー49,319千円を計上しているものの、当連結会計年度末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となっております。また、当連結会計年度において、775,965千円の当期純損失を計上した結果、781,955千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせ

る状況が存在しております。

当社グループといたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存であります。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

まず、[事例3-1]には、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません」(傍線筆者)という記述(※9)が示されているが、この記述に見られる「当該状況」は、[事例3-1]の内容を踏まえると、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる、「当社グループ」が「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況を指している、と推察される。また、上記の※9には、「ため」という理由を表す記述があるので、上記の※9は、そこに見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況によって、[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が生じることを示している、と理解できる。そうすると、この「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、「[事例3-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であることがわかる。

他方、〈1〉:上記の※9に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、[事例3-1]に見ら

れる「(その対応策を含む)事業計画」があっても、「当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」ことを踏まえると、「事業計画」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができる。この「事業計画」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況は、一般的には、前節の(1)で示したような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(〔事例3-1〕においては、「事業計画」)が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述することができる。また、〈2〉:上記の※9に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、〔事例3-1〕に見られる「事業計画」が、「当該状況」を「解消」するかどうかについて、「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができるが、この「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況において想定されている、「当該状況」が「解消」されないという事象は、「事業計画」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないこと」によって生じるので、〔事例3-1〕に見られる「当社グループ」が「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述すると、この「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況は、一般的には、前節の(2)で示したような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)、と記述することができる。

次に、〔事例3-2〕には、「債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」(傍線筆者)という記述(※10)が示されているが、この記述に見られる「債務超過」は、〔事例

3-2]の内容を踏まえると、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況」を生み出す原因の1つである、「当社グループ」にとっての「債務超過」を指している、と推察される。また、上記の※10には、「ため」という理由を表す記述があるので、上記の※10は、そこに見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況によって、[事例3-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が生じることを示している、と理解できる。そうすると、この「債務超過の解消についても不透明である」状況は、「[事例3-2]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であることがわかる。

他方、〈1〉：上記の※10に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況は、[事例3-2]に見られる「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過の解消」が「不透明である」ことを踏まえると、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができる。この「[事業計画の大幅な見直し]及び「増資を含めた資本政策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況は、一般的には、前節の(1)で示したような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([事例3-2]においては、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」)が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)、と記述することができる。また、〈2〉：上記の※10に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況は、[事例3-2]に見られる「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」が、「債務超過」を「解消」するかどうかについて、「[事業計画の大幅な見直し]及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈することができるが、この「[事業計画の大幅な見直し]及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況において想定されている、「[債務超

過」が「解消」されない」という事象は、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないこと」によって生じるので、[事例3-2]に見られる「当社グループ」にとっての「債務超過」を、一般的に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」と記述すると、この「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況は、一般的には、前節の(2)で示したような、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)、と記述することができる。

ここで、以上に述べたことを踏まえると、次の2つのことがわかる。まず、1つ目は、(1): [事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、①: 一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況(※1)と記述できるところの、「事業計画」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈でき、また、②: 一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況(※2)と記述できるところの、「事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈できるので、[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況は、※2の形の※1と記述することができる、ということである。また、2つ目は、(2): [事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況は、①: 一般的には、上記の※1と記述できるところの、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含



めた資本政策」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈でき、また、②：一般的には、上記の※2と記述できるところの、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、「債務超過」が「解消」されない可能性があることが示唆されている」状況、と解釈できるので、[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況も、※2の形の※1と記述することができる、ということである。以上に述べたように、(1)：[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び(2)：[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況は、※2の形の※1と記述することができるが、①：[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」（傍線筆者）状況、及び②：[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」（傍線筆者）状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていることがわかる。

(2) 「[経営上の対応]が経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況との関係で「解消」という記述が用いられていない場合

ここで、前節の(2)及び本節の(1)の議論を踏まえると、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、③：[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び④：[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況は、全て「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆さ

れている」状況（※2）の形の、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1），と記述できることがわかる。そして，上記の①～④に示した4つの状況のうち，③：[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」（傍線筆者）状況，及び④：[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」（傍線筆者）状況には，本節の(1)で述べたように，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で，「解消」という記述が用いられていることがわかる。

しかし，①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況，②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で，「解消」という記述が用いられていない。そのため，次のような主張（[主張A]）がなされる可能性がある。

#### [主張A]

「①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況，及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で，「解消」という記述が用いられていない。このことは，次のことを意味する。それは，[1]：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況において，[制度1-1] (1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような，「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果，〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されないことを，想定することはできない，ということであり，[2]：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況において，[制度1-1] (2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような，「当グループ」にとって「期末時」

点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されないことを、想定することはできない、ということである。」(傍線筆者)

この〔主張A〕に対して、〔1〕：一般的な議論においては、前節の(2)で述べたように、〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況において、①：「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)、及び②：「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が、将来に発生することによって、〔制度1-1〕(1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が、「解消」されないことを想定することができる。また、〔2〕：一般的な議論においては、前節の(2)で述べたように、〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況において、①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※7)、及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※8)が、将来に発生することによって、〔制度1-1〕(2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「解消」されないことを想定することができる。

しかし、①：〔制度1-1〕(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：〔制度1-1〕(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況に、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記

述が用いられていないことは、事実である。このことを踏まえると、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況において、前段落で述べた※4及び※5が、将来に発生することによって、[制度1-1] (1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が、「解消」されないことを想定した上で、また、②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況において、前段落で述べた※7及び※8が、将来に発生することによって、[制度1-1] (2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が、「解消」されないことを想定した上で、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）、と記述できるようにするためには、次のことを主張する必要がある。それは、「[制度1-1] (1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」として、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況ではなく、また、②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況でもなく、③：[事例3-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」(傍線筆者)状況、及び④：[事例3-2]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」(傍線筆者)状況のように、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、日本公認会計士協会（2009）の「参考文

例」として、[制度1-1] (1)及び(2)に示されなければならない、ということである。

ここで、次の問題が生じる。それは、前段落で述べたことに従って、「[制度1-1] (1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を示す「参考文例」として、①:[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況の代わりに、また、②:[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況の代わりに、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1] (1)及び[制度1-1] (2)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1] (1)を「修正された[制度1-1] (1)」とし、そのような文例が示された[制度1-1] (2)を「修正された[制度1-1] (2)」とすると、この「修正された[制度1-1] (1)」及び「修正された[制度1-1] (2)」に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

【1】:この問題について、〈1〉:「修正された[制度1-1] (1)」において、前節の(2)で述べたことを踏まえた上で、①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)、及び②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が、将来に発生することによって、「修正された[制度1-1] (1)」に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「[当グループ]が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されない」という事象(※11)が発生することを想定する場合に、「修正された[制度1-1] (1)」においては、将来に「※11が発生すること」が、前節の(1)で述べた意味で、「会社の事業の継続に影響を与えること」を前提として、「会社の事業の継続に影響

響を与える※11が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、想定することができる。他方、〈2〉：「修正された〔制度1-1〕(1)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、「会社の事業の継続に影響を与える※11が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※11」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、「修正された〔制度1-1〕(1)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「修正された〔制度1-1〕(1)」において想定されたような、上記の「会社の事業の継続に影響を与える※11が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。そして、この「会社の事業の継続に影響を与える※11が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の〈1〉で述べた意味で「想定された」状況であり、「修正された〔制度1-1〕(1)」には示されていないため、そのような状況、言い換えれば、「会社の事業の継続に影響を与える、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されない」という事象（※11）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された〔制度1-1〕(1)」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された〔制度1-1〕(1)」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された〔制度1-1〕(1)」に示される余地があることになる。

【2】：また、〈1〉：「修正された〔制度1-1〕(2)」において、前節の(2)で述べたことを踏まえた上で、①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）、及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会



社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が、将来に発生することによって、「修正された〔制度1-1〕(2)」に見られる、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」として「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されない」という事象（※12）が発生することを想定する場合に、「修正された〔制度1-1〕(2)」においては、将来に「※12が発生すること」が、前節の(1)で述べた意味で、「会社の事業の継続に影響を与えること」を前提として、「会社の事業の継続に影響を与える※12が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、想定することができる。他方、〈2〉:「修正された〔制度1-1〕(2)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、上記の「会社の事業の継続に影響を与える※12が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※12」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、「修正された〔制度1-1〕(2)」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「修正された〔制度1-1〕(2)」において想定されたような、上記の「会社の事業の継続に影響を与える※12が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。そして、この「会社の事業の継続に影響を与える※12が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の〈1〉で述べた意味で「想定された」状況であり、「修正された〔制度1-1〕(2)」には示されていないため、そのような状況、言い換えれば、「会社の事業の継続に影響を与える、「当グループ」として「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されない」という事象（※12）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された〔制度1-1〕(2)」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された〔制度

1-1] (2)」の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません」等の記述が用いられることによって、「修正された[制度1-1] (2)」に示される余地があることになる<sup>8)</sup>。

他方、先に示した[主張A]を踏まえた上で、①:[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないので、この①及び②で示した状況においては、[1]:[制度1-1] (1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されないこと、及び[2]:[制度1-1] (2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されないことを、想定

---

8) 「修正された[制度1-1] (1)」及び「[制度1-1] (2)」と異なり、①:[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないことを理由に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、[1]:本文の【1】で示した、「[当グループ]が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されない」という事象(※11)、及び[2]:本文の【2】で示した、「[当グループ]にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されない」という事象(※12)のような、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況が「解消」されない」という事象を、想定することができない、と考える場合には、次のことが言える。それは、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(☆2)(傍線筆者)に見られる「特定の事象」として、「[継続企業の前提が疑わしい]」状況を生み出す原因となる状況が「解消」されない」という事象を想定することができないので、[制度1-1] (1)及び(2)に、上記の☆2の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がない、ということである。

することができない、と考える場合には、次のことが言える。それは、①：「制度1-1」(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：「制度1-1」(2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、前節の(1)で述べたように、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）、と記述することはできるが、この①及び②で示した状況を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）、と記述することはできない、ということである。

ここで、次の問題が生じる。それは、※2、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況とは記述できず、※1、即ち、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況、と記述できるだけの、①：「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況が見られる「制度1-1」(1)、及び②：「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が見られる「制度1-1」(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

この問題については、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、(1)：「制度1-1」(1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況においては、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、前節の(1)で述べた意味で、「制度1-1」(1)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、①：「〇〇株式会社」に対

する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※4），及び②：「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※5）を，想定することができるということである。また，2つ目は，(2)：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況においては，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として，前節の(1)で述べた意味で，[制度1-1] (2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような，①：「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7），及び②：「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）を，想定することができるということである<sup>9)</sup>。

9) 坂柳（2017b,89-90）の[事例2-1]で示した株式会社ソフトフロント（以下、「ソフトフロント社」とする）の2016年連結財務諸表の注記には，「以上の施策を実施することにより，収益基盤を確保し経営の安定化を図り，当該状況が解消されると判断しておりますが，現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述は見られるが，同社の2016年連結財務諸表の注記には，そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況が，示されていない。従って，ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記には，(1)：※1，即ち，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況も，(2)：※2，即ち，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が，経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって，「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が，解消されない可能性があることが示唆されている」状況も，示されていないことになる。このことを踏まえると，ソフトフロント社の2016年連結財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が，第1節で示したような，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）を指している，と解釈する場合に，ソフトフロント社の

【3】：そうすると、次のことが言える。それは、前段落で述べたことを踏まえると、〈1〉：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意見表明が行われていない」状況において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、前節の(1)で述べた意味で、[制度1-1] (1)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、前段落で示した※4及び※5を想定した上で、[制度1-1] (1)においては、この※4及び※5に注目して、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える※4が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]：「会社の事業の継続に影響を与える※5が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、想定することができるということである。他方、〈2〉：[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、[1]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※4が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※4」、及び[2]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※5が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※5」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度1-1] (1)において想定されたような、[1]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※4が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]：上記の「会社の事業の継続に影響を与える※5が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を

---

2016年連結財務諸表の注記においては、同社の「事業の継続に影響を与える」ような、「特定の事象」を想定することができないので、同社の2016年連結財務諸表の注記に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地がないことがわかる。

指していることになる。そして、[1]:この「会社の事業の継続に影響を与える※4が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:この「会社の事業の継続に影響を与える※5が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の〈1〉で述べた意味で「想定された」状況であり、[制度1-1](1)には示されていないため、この2つの状況、言い換えれば、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える」、「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える」、「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況があることを、[制度1-1](1)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が、[制度1-1](1)の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、[制度1-1](1)に示される余地があることになる<sup>10)</sup>。

【4】:また、2つ前の段落で述べたことを踏まえると、次のことが言える。それは、〈1〉:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な

---

10) [制度1-1](1)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が、形の上では1回示されていることがわかる。このこととの関係で、本文の【3】の議論においては、[制度1-1](1)には示されていないところの、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える」、「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える」、「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況があることを、[制度1-1](1)において形の上では1回示されている、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述によって、一括して示すことが、想定されている。他方、上記の[1]及び[2]で示した状況があることを示すために、[制度1-1](1)において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を2回示す「参考文例」が、作られる余地はある。



合意が得られていない」状況において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、前節の(1)で述べた意味で、[制度1-1] (2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、2つ前の段落で示した※7及び※8を想定した上で、[制度1-1] (2)においては、この※7及び※8に注目して、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える※7が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える※8が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、想定することができるということである。他方、〈2〉:[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、第1節で示したような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、[1]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※7が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※7」、及び[2]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※8が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「※8」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる、「特定の事象」の1つであることを踏まえると、[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[制度1-1] (2)において想定されたような、[1]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※7が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:上記の「会社の事業の継続に影響を与える※8が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。そして、[1]:この「会社の事業の継続に影響を与える※7が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:この「会社の事業の継続に影響を与える※8が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、上記の〈1〉で述べた意味で「想定された」状況であり、[制度1-1] (2)には示されていないため、この2つの状況、言い換えれば、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える」、「平成〇年〇月」が「交渉期限」となってい

る「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況、及び〔2〕：「会社の事業の継続に影響を与える、〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、〔制度1-1〕(2)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、〔制度1-1〕(2)中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、〔制度1-1〕(2)に示される余地があることになる<sup>11)</sup>。

#### 4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、〔制度1-1〕(1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している内容は特定できるが、その内容が財務諸表の注記に示されていない場合に

---

11) 〔制度1-1〕(2)においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述が、形の上では1回示されていることがわかる。このこととの関係で、本文の【4】の議論においては、〔制度1-1〕(2)には示されていないところの、〔1〕：「会社の事業の継続に影響を与える、平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況、及び〔2〕：「会社の事業の継続に影響を与える、〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、〔制度1-1〕(2)において形の上では1回示されている、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」という記述によって、一括して示すことが、想定されている。他方、上記の〔1〕及び〔2〕で示した状況があることを示すために、〔制度1-1〕(2)において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨を2回示す「参考文例」が、作られる余地はある。

は、[制度1-1] (1)及び(2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、第2節の(1)では、[1]:[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び[2]:[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況においては、[制度1-1] (1)及び(2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈するところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、[制度1-1] (1)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、①:「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※4）、②:「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※5）、そして、[制度1-1] (2)に見られる「当グループ」の「事業の継続に影響を与える」ような、①:「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）、②:「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）を、想定することができることを示した。また、第2節の(1)では、[1]:[制度1-1] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び[2]:[制度1-1] (2)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる、「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、一般的には、

「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさない可能性があることが示唆されている」状況（※1）、と記述できることを指摘した。

そして、第2節の(2)では、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」が、経営者の期待通りの結果をもたらさないことによって、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が解消されない可能性があることが示唆されている」状況（※2）、と記述できることを示した。その上で、第2節の(2)では、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が、※2の形の※1と記述できることを指摘した。

一方、第3節の(1)では、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況と対比される、[1]：[事例3-1] に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び[2]：[事例3-2] に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況が、※2の形の※1と記述できることを示し、[1]：上記の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」(傍線筆者)状況、及び[2]：上記の「債務超過の解消についても不透明である」(傍線筆者)状況には、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていることを指摘した。他方、第3節の(2)では、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、「継続企業の前

提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないことを指摘し、その上で、「[継続企業の前提が疑わしい]状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1があることを表す文例が、[制度1-1](1)及び[制度1-1](2)に示された場合に、そのような文例が示された[制度1-1](1)（「修正された[制度1-1](1)」）、及びそのような文例が示された[制度1-1](2)（「修正された[制度1-1](2)」）に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察した。

この問題について、第3節の(2)の【1】では、「修正された[制度1-1](1)」に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されない」という事象（※11）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された[制度1-1](1)」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された[制度1-1](1)」の中、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された[制度1-1](1)」に示される余地があることを指摘した。また、第3節の(2)の【2】では、「修正された[制度1-1](2)」に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されない」という事象（※12）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、「修正された[制度1-1](2)」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「修正された[制度1-1](2)」の中、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、「修正された[制度1-1](2)」に示される余地があることを指摘した。

他方、第3節の(2)では、①：[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②：[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況には、

「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないので、この①及び②で示した状況においては、[1]:[制度1-1](1)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されないこと、及び[2]:[制度1-1](2)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる」ような、「当グループ」にとって「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されないことを、想定することができない、と考える場合に、①:[制度1-1](1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、及び②:[制度1-1](2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況は、本稿で示した※1と※2について言えば、※1と記述することはできるが、この①及び②で示した状況を、※2と記述することはできないことを指摘した。その上で、第3節の(2)では、※2とは記述できず、※1と記述できるだけの、①:「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況が見られる[制度1-1](1)、及び②:「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況が見られる[制度1-1](2)に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、示される余地があるのか、という問題を考察した。

この問題について、〈1〉:第3節の(2)の【3】では、[制度1-1](1)に示されていないところの、[1]:「会社の事業の継続に影響を与える、「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※4)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]:「会社の事業の継続に影響を与える、「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象(※5)が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、[制度1-1](1)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[制度1-1](1)中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められま



す」等の記述が用いられることによって、[制度1-1] (1)に示される余地があることを指摘した。また、〈2〉：第3節の(2)の【4】では、[制度1-1] (2)に示されていないところの、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える、平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]：「会社の事業の継続に影響を与える、〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、[制度1-1] (2)に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[制度1-1] (2)の中の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」等の記述が用いられることによって、[制度1-1] (2)に示される余地があることを指摘した。以上の〈1〉及び〈2〉で述べた意味で、[制度1-1] (1)及び[制度1-1] (2)には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は示される余地がある、ということが、本稿の結論である。

他方、本稿の議論を踏まえると、次のことがわかる。それは、財務諸表の注記に示される余地がある「継続企業の前提に関する重要な不確実性」には、2つあるということである。《1》：まず、1つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、①：「修正された[制度1-1] (1)」との関係では、「会社の事業の継続に影響を与える、〔当グループ〕が「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況が「解消」されない」という事象（※11）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※11のような、また、②：「修正された[制度1-1] (2)」との関係では、「会社の事業の継続に影響を与える、〔当グループ〕にとって「期末時点では来期以降

の契約更新が行われて」いない状況が「解消」されない」という事象（※12）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※12のような、本稿で示した※1と※2について言えば、「「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1において想定される「特定の事象」についての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。《2》：他方、2つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）に見られる「特定の事象」として、①：[制度1-1] (1)に見られる「対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況との関係では、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える、「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※4）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※4のような、また、[2]：「会社の事業の継続に影響を与える、「主力金融機関」に対する「〇〇億円の債務免除」の「要請」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※5）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※5のような、そして、②：[制度1-1] (2)に見られる「対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況との関係では、[1]：「会社の事業の継続に影響を与える、「平成〇年〇月」が「交渉期限」となっている「〇〇株式会社との契約更新の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※7）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※7のような、また、[2]：「会社の事業の継続に影響を与える、「〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降」に「開始する予定」である「△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉」という形の「対応策」が「経営者の期待通りの結果をもたらさない」という事象（※8）が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」に見られる※8の

ような、本稿で示した※1と※2について言えば、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないことによって、※2と記述することができない※1において想定される「特定の事象」についての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」（傍線筆者）という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」である。

ここで、前段落の《1》で言及したところの、1つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられている※2の形の※1において想定される「特定の事象」についての「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であり、前段落の《2》で言及したところの、2つ目の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況」との関係で、「解消」という記述が用いられていないことによって、※2と記述することができない※1において想定される「特定の事象」についての「継続企業の前提に関する重要な不確実性」であるが、このような2つの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を提示した本稿は、将来の開示制度及び監査制度の設計に当たって採用され得るところの、前段落の《1》で言及した「継続企業の前提に関する重要な不確実性」と、前段落の《2》で言及した「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を示し、この2つの「継続企業の前提に関する重要な不確実性」のうちの1つしか考慮していない、と解釈できる文献・制度に、合理性があるかどうかを分析及び評価するための枠組みを提示したことになる。このことが、本稿の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、[制度1-1] (1)及び(2)について本稿で行った考察を、日本公認会計士協会（2009）が示している「参考文例」の「(3)」,即ち、「〔財務諸表注記 文例3〕」については、行うことができなかったため、[制度1-1] (1)及び(2)について本稿で行った考察を、この「〔財務諸表注記 文例3〕」について行うことが、今後の課題である。また、前段落で示した貢献との関係で、日本の監査制度及び日本以外の監査制度（例えば、AICPA（1988）,

AICPA (2012), IFAC (2009), IFAC (2015)) を評価することも、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2017a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に注目して—」, 『産業経理』, 第76巻第4号, 2017年1月.

坂柳 (2017b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(10)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第68巻第2・3合併号, 2017年12月.

日本公認会計士協会 (2009), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書(序), 「監査基準委員会報告書の体系及び用語」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.